

貸付事業からのお知らせ

●特別償還（一部繰上償還）を受付けます

期末勤勉手当併用償還を選択している貸付については、賞与月（6月・12月）のみ一部繰上償還をすることができます。（※）希望する方は「全部・一部繰上償還承認申請書」を共済事務担当課までご提出ください。

●住宅・災害貸付金の償還期間等変更を受付けます

既に住宅・在宅介護対応住宅・災害・特例災害貸付（災害家財貸付を除く）を償還している場合、毎年5月・11月に、借受人の申し出により残存する償還回数の範囲内で期間の短縮や毎月・期末勤勉手当償還の割合を変更することができます。（※）希望する方は「住宅・災害貸付金償還期間等変更申出書」を共済事務担当課までご提出ください。

<特別償還・償還期間等変更について>

- 書類の提出は6月6日（月）共済組合必着となりますが、所属所の締切日にご注意ください。なお、変更後の償還予定表は、6月中に送付いたします。
- 「全部・一部繰上償還承認申請書」及び「住宅・災害貸付金償還期間等変更申出書」は当組合ホームページからダウンロードすることができます。また、記入例も掲載していますので併せてご利用ください。
- 全部繰上償還及び毎月償還を選択している貸付の一部繰上償還については、毎月受付けています。

（※）住宅借入金等特別控除の適用となっている方で、償還期間の変更または一部繰上償還をしたことにより、償還期間が10年（120回）未満となった場合は「住宅借入金等特別控除」の対象外となりますのでご注意ください。